

○法務省告示第六十六号

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
(株式会社の設立の登記の申請と同時にする申出の特則) 第十二条 株式会社の設立の登記の申請と同時に第二条の申出をする場合における同条、第三条及び第七条の規定の適用については、第二条第一号中「、本店の所在場所及び会社法人等番号（商業登記法第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）とあるのは「及び本店の所在場所」と、同条第二号中「過去の一定の日（本条の申出をする日前一月以内のものに限る。）とあるのは「本条の申出をする日」と、第三条第一号中「、本店の所在場所及び会社法人等番号」とあるのは「及び本店の所在場所」と、第七条第二項中「作成の」とあるのは「申出会社の会社法人等番号（商業登記法第七条に規定する会社法人等番号をいう。）、作成の」とする。 (電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則) 第十三条 第二条の申出は、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第百一条第一項第一号の規定による登記の申請と同時にする場合には、第三条の規定にか	「条を加える。」 「条を加える。」

かわらず、登記所の使用に係る電子計算機と第二条の申出をする者の使用に係る電子計算機であつて法務大臣の定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができ。ただし、当該申出は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

2 前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人（以下この条において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十三条の四に定める措置を講じたもの（以下この条において「申出書情報」という。）を送信しなければならぬ。

3 前項の場合において、申出人等は、法務大臣の定めるところに従い、第四条から第六条までの規定による書面の添付に代えて、当該書面に代わるべき情報にその作成者が同項に規定する措置を講じたもの（以下この条において「添付書面情報」という。）を送信することができる。

4 申出人等（委任による代理人を除く。）が第二条の申出をする場合において、申出書情報を送信するときは、当

該申出人等が第二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 商業登記規則第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

5 | 委任による代理人によつて第二条の申出をする場合において、申出書情報を送信するときは、当該代理人が第

二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 前項各号に掲げる電子証明書

二 当該措置を講じた者を確認することができる電子証明書であつて、前号に掲げるものに準ずるものとして法務大臣の定めるもの

6

申出人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。

一 委任による代理人の権限を証する情報 第四項各号に掲げる電子証明書

二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書、官庁が作成した電子証明書であつて登記官が当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

7

第六条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 申出人等（委任による代理人を除く。）が申出書情報

を送信したとき。 二 委任による代理人が添付書面情報（委任による代理人の権限を証する情報に限る。）を送信したとき。 8 第一項の規定により申出をする場合における第七条の規定の適用については、同条第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び第十三条」と、「添付された書面」とあるのは「添付された書面並びに第十三条第三項の規定により送信されたこれらの書面に代わるべき情報」とする。 9 第一項の規定により申出があつたときは、実質的支配者情報一覧つづり込み帳に、申出書情報及び添付書面情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならぬ。 備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
---	--

附 則

この告示は、令和七年三月二十一日から施行する。